

論 説

ソ連・東欧諸国における労働力の非統合型国際移動

田 中 宏

第2次大戦以前の時期の東欧諸国は、労働力の地域的移動がきわめて特徴的な地域であった。この移動には3つの方向があった。ひとつは東欧諸国の国内での農村から都市への流入、2つめは東欧諸国から、ドイツ、フランス等のヨーロッパ大陸内への移動、そして東欧から新大陸への移住が最後の流れである。これら3つの流れは、東欧諸国の工業化と農村の貧困化が進んでいく過程で、相互に絡み合いながら、西欧諸国とそして米国が中軸となって押し進めた世界経済の再編成のうちに合流するものであった。さらに、第2次大戦はドイツ人による東欧圏における再定住化政策と軍事支配、ユダヤ人迫害がこの地域圏での新たな労働力と住民の国際的移動を引き起こした。そして、第2次世界大戦直後、ヨーロッパの政治地図が塗り替えられ、ソ連、東欧諸国の国境線が再び変更されたために、3000万以上の住民が国境を越えた居住地の変更を強制され、また自発的におこなった。¹⁾その後、ソ連・東欧はコメコンを創設して、それまでとは質的に異なる国際経済関係の体制の中に包摂されて、労働力の国際的移動も質的にも量的にも異なったものになってきたとされる。検討の主たる対象となるのはこの時期の労働力の国際移動である。

本稿は以下のような2つの分析視角に基づいて検討される。すなわち、第一に、これまでのソ連・東欧の国際経済関係の研究は次のような視点に沿いながらおこなわれてきた。つまり、先進資本主義が主導的に再編成する世界経済の中にあって、先進諸国と途上諸国との間に位置していることから、ソ連・東欧の国際経済関係も上下の双方から既存の経済秩序を再編しようとする動き、傾向の作用を受けざるをえない。従って、常に変動する世界経済

のと諸関連の中で考察しなければならない。このことは、ここでは、世界大で今日展開されている労働力の国際移動の中で社会主义諸国の労働力の国際移動を考察することを意味する。

第二に、以上に加えて、コメコン国際経済体制、ソ連等の過度に中央集権的で物量単位による指令的経済管理・計画化制度、その発生、発展、再編が社会主义国の労働力の国際的移動にどの様な特徴を刻印しているのか、この点の視点も必要であろう。

この研究は、ソ連・東欧諸国の域内・域外の国際経済関係を多面的に分析することの一環をなしている。ここで多面的というのは、ソ連・東欧の対外経済関係を、財、資本、技術、労働力、経済政策、制度、企業等の側面から、建前論から解放されて、その実体に接近することを意味している。本稿は、そのうち、労働力のみに着眼している。

ここでは、前もって、この分析研究自体の限界について指摘しておかなければならぬ。それは検討資料の不足、収集能力の欠如からくるもので、ソ連・東欧を対象としながら、主として、ハンガリーとポーランドを素材としている。これまでの研究蓄積の底の浅さから、ここでは、最初に、労働力の国際的移動の事実の諸断面を叙述することに力点がおかれている。そしてその後に上の視点に沿って、そこでの特徴を理論的に整理し、最後に最近国際的な注目を集めている東独から西独への「難民」を分析することでまとめることがある。検討は以下の順序でなされる。

I. 労働力の国際移動の戦後の主要な形態の区分

II. 労働力の国際移動の非統合型について

- 1) その歴史的概観
- 2) ハンガリーと東独との労働力の国際協力
- 3) ハンガリーとチェコスロバキアとの国境間の労働力移動
- 4) ハンガリーとキューバの国際協力

III. ソ連・東欧諸国の対西側労働力の移動について

IV. 結びにかえて

- 1) The Economic History of Eastern Europe 1919-1975, ed. by M. C. Kaser and E. A. Radice, Vol. I, II, III, I. T. ベレンド, G. ラーンキ著, 南塚信吾監訳「東欧経済史」1978年参照

I. 労働力の国際移動の戦後の主要な形態の区分

ソ連・東欧諸国における労働力の国際的移動を検討するにあたって、その主要な形態の分類から始める。その形態区分は研究視角とも関連するので、それについての研究の整理を最初におこなうことにしよう。

ポーランドの経済学者、カベツカ・ビジェコフスキはまず、人間の国際的規模での移動を、国際ツーリズム、所得源泉としての移動、政治的理由による移動という3つの基本形態に分類し、さらに所得源泉としての移動を、主として移動先での滞在時間に基づいて、4つに小分類している。すなわち、
1) 国境沿いの小さな移動、いわゆる振子移動、2) 季節的な移動、3) 一時的な移動、4) 恒久的な移動、である。この分類の特徴は、社会的転換、革命的变化の過程で発生してくるものとして、政治的移動を列記している点である。18、19世紀には資本主義国で移住、移民が特徴的であったのにたいして、今日では社会主义国、途上国に発生しており、例えば、インドシナの難民、キューバの1959年革命、ハンガリーの1956年事件、ポーランドの1981年戒厳令導入にともなう流出を指摘している。²⁾

ソ連から西側に「移動」した経済学者、バイスは、既存労働力の利用の効率性の向上の要素という視点から、この問題を取り上げ、CMEA諸国間の国際労働力移動を、限定された労働者の集団を一時的に雇用することの計画化され、高度に組織化された過程であると定義している。バイスによる区分の特徴は、広義と狭義の移動を分けている点にある。つまり、CMEA内には労働力の国際移動の分野の協力を推進する組織体が存在せず、他の形態の協力と比較して、この分野は副次的にしか現象していない。従って、コメコンでは、労働力の国際的利用がそれ自体として求められる狭義の移動と、他の協力の結果としての広義の移動に分類することができる。³⁾

シーレシュは社会主义国間の労働力の移動を、その内容と形態において検

討している。内容的には2つのタイプが存在する。第1のものは、他国に長期間恒常に居住する目的で移動する、イリバーシブル、不可逆性の移動であり、一時的な、リバーシブル、可逆性の移動が第2のものである。前者が、国際結婚のように、量的に少ないのでに対して、後者はかなりの数にのぼり、さらに4つの流れが存在する。つまり、1) 国際ツーリズム、2) 国家、社会団体の代表の派遣、外交、芸術等の交流、3) 高等教育機関、職業専門学校の学生の留学、海外研修、4) 学術研究、設計・建設に伴う移動、生産過程に参加する目的での労働力の移動、である。そして形態としては次の点を指摘する。社会主义国間の労働力の国際的移動は歴史的に形成され、発生の原因は各国別の労働力の供給力の差異からである。コメコン協力の発展とともに、その形態は多様化し、豊富になってきている。従って、バイスも指摘したように、必ず他の協力形態と結び付いており、純粋な形態はない。シーレシュはもっぱら実践的な観点から2つの基本形態を指摘する。すなわち、第1は、国民経済の課題の共同の実現の中で行われる一定量の労働の自由裁量権を保持したまでの協力であり、第2は、相互援助に伴うもので、発展の遅れた国から発達した国へ専門性、技能の向上のために労働者を移動させるものである。この2つの基本形態に基づいて、以下の6つの種類が存在する。

- 1) 社会主義国の労働力需給のバランスの不一致から派生するもの
 - 2) 建設・機械企業等で建設、組立、工場内作業のかかわるために利用される労働力の移動
 - 3) 燃料・原料・エネルギー等の輸入国が分担する建設、組立に利用するための労働力の移動
 - 4) 合弁企業の建設、操業のための労働力の国際的な移動
 - 5) 労働集団の協力、経験交流、国際的社会主义競争に関係する移動
 - 6) 有望な炭田、生産資源の外国での開発に関連する労働力の国際的移動
- この他に、さらに、シーレシュは、雇用場所、滞在継続期間、移動の組織化（国家間の協定か、企業間の直接契約か）の基準に基づいて検討をしている。また、別の箇所では、雇用主が本国か、外国かによっても分類している。⁴⁾ ミラン・コダイラは、社会主义共同体での労働資源のより合理的な利用と

いう点に関連し、科学技術革命が引き起こす労働の質の転換、経済成長の鈍化から、国家によって規制された労働資源の経済的で目的にかなった位置転換に注目している。これまでの共同研究成果を踏まえ、2つのタイプの労働力の国家間位置転換が解明されてきたとする。つまり、国家間の労働力の移動は歴史的に単純なものから複雑なものへ発展してきており、最初は2国間で社会主義的国際分業にほとんど関連せず、その後はその影響を受けるようになってきている。基本形態のひとつは、各国の労働力バランスの緊張の差異によって起こる労働力の位置転換であり、原料、燃料、電力等の輸入に伴う労働力の利用がもうひとつの形態である。さらに最近では、生産経験の交流、国際競争、企業の設立に関連する協力に伴うものが顕著になってきたことも指摘している。⁵⁾

コロディは、社会主義体制には自由な労働力市場はなく、需給関係は意識的政策、計画的組織化によって管理されつつある過程の結果として現れるとしながら、財取引に関連したセフ共同体内の労働力資源の移動（サービス）と、それに関係しない自律的な移動（サービス）を区別して検討している。⁶⁾

クメチコーバは、社会主義的国際移動は国際的な国民経済複合体の枠組みの中でおこなわれる生産要素の調整的利用のグローバルな過程の一部、現存労働力の利用の国際的調整であり、それは各国の専門化と労働力の国際的変転に基づいている、と定義づけながら、本源的形態と派生的形態を区分している。本源的形態とは、労働力それ自体の国境を越えることによる移動であり、派生的形態とは、科学、生産能力の有機的な一部として労働力が国境外に移動するものを指しており、後者はさらに、通常の貿易取引の一環をなすものと、コメコン内での投資協力に関連するものに小区分される。⁷⁾

以上の諸見解の検討は、先の分析視角とも関連して、以下のとて明らかにしている。

1) これまで紹介した見解ではほぼ共通して、社会主義における労働力の国際移動を2つの種類に大別している。ひとつは、各国の経済発展水準、経済構造等の相違から派生する、労働力の需給バランスの緊張の強弱を解消するために国際的に移動する労働力の流れであり、本源的形態、狭義の移動、

統合前の形態と形容されるものである。もうひとつのものは、コメコン体制の影響を受け、国民経済計画の国際調整、科学技術協力、投資協力、企業間協力等のコメコン協力に付随しておこなわれる国際的な労働力移動である。広義の移動、派生的形態と呼ばれているものがそれである。したがって、以下の分析では、大別された2つの形態(以下では両者を区分して、非統合型、統合型移動と総称する)を別々に検討していかなければならないだろう。本稿では、非統合型にのみ限定されている。統合型移動は別稿の課題である。

2) 1)で述べた2つの形態が、世界大で展開されている労働力の国際的移動の中でどの様に位置づけられるのか、その点でどの様な特徴を有しているのであろうか、このことも解明されなければならない。この点で注目されるのは、ソ連・東欧諸国からの労働力の西側への流出である。カペツカ・ビジェコフスカは、政治的理由による移動としてこれを分類しているが、所得源泉としての恒常的な移動とも重なりあいながら、世界経済の構造におけるソ連・東欧の地位から派生してくるものとして理解することもできるであろうか。東西間の労働力の国際的移動にも分析の光をあてなければならないだろう。

- 2) Elzbieta Kawecka-Wyrzykowska: *Miedzynarodowy ruch ludnosci, Miedzynarodowe Przeplywy Gospodarcze*, pod rek. Leszkiem Balcerowiczem, 1987., PWN, s. 139-140.
- 3) Tibor Vias: Cooperation of the CMEA Countries in the Sphere of Employment, Jan Adam ed., *Employment Policies in the Soviet Union and Eastern Europe*, pp. 189-190. バイスのソ連時代の研究については、保坂哲郎「セフ諸国の労働力問題—労働力の国際的移動に関するT. A ヴァイスの見解の検討—」海南経済学、第6号、昭和53年3月、ヤン・アダム編のこの著書については、大津定美「ソ連・東欧の『労働力不足』とその対策」、経済評論 1983年7月号のレビューがある。
- 4) Szeles Katalin: A munkaero nemzetkozi migracioja, *Munkaugyi Szemle*, 1985. ev., Mellelet III-IV, 34-35. o.
- 5) Milan Kodaj, Nyikolaj Szidorov, Horvath Andras: A KGST-tagallamok tapasztalatai a munkaero-tartalekok problemainak megoldasaban, *A KGST tagallamok gazdasagi egyuttukodese*, 1983, 3-4 sz. , 48. o.

- 6) М. Короди : Движение трудовых ресурсов в связи с развитием производственно – технического сотрудничества между ВНР и её важнейшими по СЭВ, Проблемы рационального использования трудовых ресурсов стран – членов СЭВ в условиях социалистической интеграции, стр. 93—94.
- 7) М. Кметькова : Некоторые проблемы использования и подготовки рабочей силы в процессе социалистической экономической интеграции, там же стр. 101.

II. 労働力の国際移動の非統合型について

1) その歴史的概観

次に、労働力の非統合型国際移動を歴史的に概観してみよう。

ソ連・東欧諸国の労働力の国際的移動は現存社会主義の国際経済関係の開始の歴史とともに始まった。はやくも1945年にはチェコスロバキアの国境周辺でのポーランド人労働者の雇用にかんする協定が締結されており⁸⁾ 1946年同様の協定が、ブルガリアとのあいだにも結ばれた。その結果、ブルガリア人労働者は戦後初期にドイツ人の残したズデーテン地方である北部・北西部山岳地方の農場で最初に雇用されていた。その後、北部と西部の炭坑にもそれは拡大された。⁹⁾ ブルガリアの農村の過剰労働力をチェコに輸出して、チェコの労働力不足を解消するためのものであった。最初の3年間に11,000人のブルガリア人がチェコで働き、50年代後半には約10,000人の若者が一時的に働いた。1957年新しい協力協定が締結され、4,800名のブルガリア人が建設、農業で働き、その10%が冶金業で専門養成をかねて働いた。この協定は1967年まで3回延長され、3,500人が技能、専門の養成のためチェコで働き、その部門も化学、製鉄、電力、機械工業などに拡大された。¹⁰⁾ ところで、1960年代末になってはじめて、ソ連・東欧ではこの分野で協定が多様に展開するようになる。労働力の季節的な需給緩和として、1960年末から70年代はじめまで、東独は、冬期の6ヶ月間、公共食堂部門、交通部門に専門教育と語学習得もかねてブルガリア人を受け入れた。ハンガリーと東独、ブルガリアとソ連の間でも前述のものと同様の協定が結ばれ、国

境間の労働力の移動の分野では、チェコとポーランド、ポーランドと東独、チェコスロバキアとソ連、チェコとハンガリーの間で窓が開かれた。この時期にチェコスロバキアはユーゴスラビアとも、チェコ領内での建設プロジェクトの下請けについての協定、契約を結んでいる。¹¹⁾

ところが、70年代の前半になると、ソ連・東欧諸国では労働力供給での制約が現れ、追加労働力の供給が減少していった。そのうえ、各国がパラレルな工業化を推進してきた結果、各国の労働力資源のバランスの基本的特徴が類似していた。そのため、利用可能な労働力と新しい職場へのその労働力の配置は同時に、同様な分野で大きな困難に見舞われていった。とりわけ、70年代末から80年代にかけて、東欧各国では労働者不足のため、外国に雇用されることが許される余裕のある労働者数がきわめて減少している。これに対してコメコン加盟の非ヨーロッパ諸国では、過剰な労働力を抱えている状況が存在した。このことを背景に、以下の様に、労働力協力はコメコン加盟のヨーロッパ諸国と非ヨーロッパ諸国との間にその重点が移っていく。

チェコスロバキアは、1979年にはベトナムと、そして1980年にはラオスと政府間の労働力協力協定を結ぶことになる。また、ブルガリアとベトナムは1980年に協力協定を締結、1981-85年の間に17,000人のベトナム人が専門の養成を兼ねて労働している。ソ連とベトナムの間では、1978年に労働力協力を含む友好協力協定が締結され、20,000名のベトナム人が現在ソ連で働いている。さらに1980年には東独とベトナムが労働力協定を結び、11,000名のベトナム人が東独で働いている。

他方、キューバは1977年に東独、チェコスロバキアと協定を、1980年にはハンガリーと協定を結んでいる。1977-84年に一時的就業及び熟練の養成のために東欧社会主义国に派遣されたキューバ人労働者数は第1表の通りである。

モンゴルは、1962年以降、ソ連との友好協定に基づいて、17,000人をソ連に派遣している。1981-85年には7,500名のモンゴル青年がソ連の職業学校で教育を終了、25,000人が熟練の向上を兼ねて企業等で働いている。¹²⁾

第1表 1977-84年に一時的就業及び熟練養成のために
東欧諸国に派遣されたキューバ人労働者数

派遣先	参加者数	労働力協力の枠組みで 養成された熟練労働者数
チェコ	7957	1137
東独	10157	1532
ハンガリー	1435	
全体	19550	2670

出所：Szeles Katalin：i.m. 39.o.

2) ハンガリーと東独との労働力の国際協力

つぎに、前節でその歴史を概観したソ連・東欧の労働力の国際移動の非統合型について、ハンガリーと東独との間の移動を例にとり、その内容をより詳しく検討してみよう。

ハンガリーは、50年代後半から開放経済体制を建前としてきたが、労働力の国際的移動という視点からは、閉鎖体制をとっていた。ハンガリーが労働力の国際的移動の世界的な潮流に合流するのは1960年代後半になってからである。その大きな契機は、1967年に合意されたハンガリー・東独間の労働力協力についての政府間の協定である。この協定は1980年までつづいた。¹³⁾

この労働力協力はその組織化、準備を県評議会労働関係局がおこない、労働省、国家賃金・労働庁（az Allami Ber-es Munkaugyi Hivatal）がその調整と締結をおこなった。¹⁴⁾この協定が締結された背景には、両国のそれぞれに以下のようないくつかの優位性が存在したことがある。まず、ハンガリー側にとっては、大量に労働可能人口に組み入れられる若者労働者、一時に過剰になる若手労働力を雇用することの問題点が解決されること、また、専門的、実地の経験を蓄積することができること、そして東独側にとっては、労働力の不足が緩和され、国民経済的視点から最重要と見なされる企業の生産施設の完全操業のために利用できることである。1973年にこの協定は修正され、ハンガリーの若手労働者の高度技能、専門的経験の習得により重きをなすように改善された。協定の概略は以下の通りである。

労働契約は期限が3年間で、ハンガリー労働者が東独企業と結び、労働に伴う権利と義務は東独の労働法と関連法規にしたがい2カ国間の協定が決

定する。労働賃金、条件、保護については東独労働者と同等であり、東独側の企業で、ドイツ語を習得し、その後、企業の可能性に応じて、ハンガリー人の専門の習得（未熟練労働者には基礎的知識の習得）が保障される。修了後、東独側の企業は、その証明書を発行し、ハンガリー側の組織もそれを認定している。¹⁵⁾

この協定は、1980年が最後の年となり、1983年末で全員が帰国している。この間16年のあいだに、39,000人以上のハンガリー若年労働者が東独で働いている。第2表からわかるように、1970年前後が派遣のピークで、その後は計画数、実績数とも縮小の方向に向かっている。実績は計画を常に下回っている。この協定で労働した部門については第3表の通りである。当初（1970年）、重化学工業以外の軽工業等に、30%強の労働者が配置されていたのに、その後（1975年以降）その部門への配置数は縮小していっている。最大の引受部門は、工作機械・加工機械工業、電気・電気技術工業部門である。

協定の教育・熟練養成効果については第4表にみることができる。当初は、ハンガリーの雇用企業が未熟練労働者の教育を担当していたが、1976年9月からは東独側の企業が担当することになるなど教育的側面がさらに強化された。1973-75年に帰国した者のうち、57.7%しか資格を取得していないのに対して、1976-79年の時期には73.2%，1980年、1981年には80%以上が資格を獲得している。¹⁶⁾ いずれにせよ、ハンガリー人の半数以上が技能の発展、専門知識の向上の教育課程に参加できることは、単純労働者の單なる輸出という事態を越えるものとして理解することができるだろう。

この協力におけるハンガリー側に有利な点は、前述のように、若者の大半が技能、専門知識の習熟に参加できること、ドイツ語の習得、工場レベルでの労働遂行、組織化の実践を直ちに吸収することができることにあった。東独側にとってそれは、各企業の計画課題遂行に貢献し、工場設備の利用効率の向上に役立つことであった。また、ハンガリー労働者のほとんどは、本国の賃金収入を越えるものを受け取っていた。一般的には、出来払い賃金制で3交代制で働き、その賃金は本国の類似した労働環境で働く労働者の平均

第2表 東独で労働したハンガリー若年労働者数
(1967-1980年) 単位：人

出発年度	出発者数		実績率
	計画	実績	
1967	2825	2562	90.7
1968	5780	5024	86.9
1969	4900	4425	90.3
1970	5050	3862	89.1
1971	4670	3670	81.8
1972	4520	3760	83.2
1973	4000	3437	85.9
1974	4000	3168	79.2
1975	3346	2212	66.1
1976	3060	2280	74.5
1977	2510	1722	68.8
1978	2010	1458	72.5
1979	1155	1089	94.0
1980	805	736	91.0
合 計	48,631	39,405	81.0

出所：Szeles Katalin：i.m. 43.o.

第3表 東独で雇用されたハンガリー若年労働者の部門別構成

雇用部門	1970年		1975年		1980年		1983年	
	工場数	雇用者数	工場数	雇用者数	工場数	雇用者数	工場数	雇用者数
工作機械								
加工機械工業	41	3415	10	1588	9	705	6	210
一般重機械								
農業機械								
自動車工業	14	719	9	1367	8	449	2	110
電気・電気								
技術工業	24	2772	11	1965	7	675	4	210
冶金工業	5	375	2	373	2	149	1	40
化学生産	9	960	9	1112	5	148	-	-
軽工業	41	1214	8	589	1	58	1	20
建設業	6	674	3	181	-	-	-	-
ホテル								
飲食業	6	90	-	-	-	-	-	-
農業	30	207	-	-	-	-	-	-
合 計	176	10426	52	7175	32	2184	14	590

出所：Szeles Katalin：i.m. 44.o.

賃金あたりに設定されていたとされる。¹⁷⁾しかし、協力のその後の段階では、経済と労働経営環境の変化、東独で働くことへの若者の魅力、利害の減少、ハンガリーでの労働力需給の逼迫化で、従来通りの協力形態を続けることができなくなっている。それがハンガリー青年労働者の派遣の中止の要

第4表 東独で労働したハンガリー若年労働者の熟練資格習得状況

	1973- 1975	1976- 1979	1980	1981	1982
帰国者総数 内訳	6172	5913	771	604	460
熟練労働の認証の獲得	670	1264	344	173	270
溶接工試験合格	347	645	79	95	41
他の熟練課程の修了 (クレーン操縦など)	1855	1423	154	143	217
就業中の熟練習得					
証明書を獲得したもの	642	946	82	84	-
技能学校卒業	19	25	7	4	3
高等教育機関卒業	31	24	3	4	7
合 計	3564	4327	669	503	538

注) 1982年の帰国者数は明らかに誤りであろう。

出所: 第3表に同じ。

因である。その後、模索された新たな形態は、労働力の季節的移動である。ハンガリーの国営農場全国中央 (Az Allami Gazdasagok Orszagos Kospontja) と東独側の進歩 (Fortschritt) コンビナートとの協力で、ハンガリー側の冬季の休暇中に自由になる労働者が、ドイツ側の冬季の休暇中に6ヶ月間労働に従事して、同時に東独企業から輸入された農業機械の操作・補修の指導を受けている。また、東独の国内商業省では、冬季の雇用として、約500人のハンガリ一人がホテル・飲食業部門で働いている。¹⁸⁾

最後に、送り出す国の側からの総括をみれば、以下の通りである。

- 1) 国民経済の労働力状態は、協定締結時には、好ましいものであり、それが東独への若者の派遣を最大限にした。
- 2) 協定は、その優位性に反して、熟練、専門の養成、語学の習得において期待された成果をあげなかつた。
- 3) ハンガリー若年労働者の東独企業との労働契約の締結と、そこでの就業は、ハンガリー側の企業との義務的な拘束を伴わないので、実施されていた。そのため、帰国後、資格を取得した全員が習得した専門、熟練、経験が活かされたわけではない。¹⁹⁾

以上からわかるように、政府間の協定に基づく労働力協力であっても、一方では大きな成果を出しながら、他方では、送りだし国と受け入れ国の利害

のミクロ的な調整、労働力養成課程の統一化、当初計画の未達成などの点で多くの問題を抱えているといえる。

3) ハンガリーとチェコスロバキアとの国境間の労働力移動

次に、国境間の労働力移動に検討の対象を移していく。ここでは、チェコスロバキアとハンガリー間のそれを取り上げる。

周知のように、チェコスロバキアは、東独に継いで、2番目に多くの加盟国労働者を引き受けている国である。推定によれば、ポーランドから26,000人—27,000人の通勤労働者を、ハンガリーからは2,000人を、そしてソ連からも専門家を引き受けていた。²⁰⁾

1970年にハンガリー労働省(Munkaügyi Miniszterium)とチェコスロバキア労働社会省(Munka és Szocialisugyi Miniszterium)とは、国境間労働力移動の2国間協定を締結した。その狙いは、国境間の労働力の相互移動を作り出すことによって、一定地域の労働力の不足を緩和して、適切な職場がないため遠距離通勤をしなければならない者に雇用の機会を提供することであった。²¹⁾

この協定には前史がある。1969年9月1日からチェコスロバキア側のティサ川沿いのチエルナ駅で、200名のハンガリ一人が働くことの協定が、1969年8月1日にポジョニイで結ばれた。この経験に基づき、1970年に省間の協定で、先の雇用が修了した後も、労働者の自主性に基づいて、毎日通勤(napi bejaras)の労働契約を結ぶこと、同時にさらに多くの関係者に労働契約の可能性を提供することが、提起された。この状況の中で、1970年6月2日には、チェコスロバキア側のコマーロヌイ(Komaronoi)地区とハンガリー側のコマーロム(Komarom)市の麻紡績・織物工業企業のコマーロム工場との間で、ハンガリー側企業がチェコスロバキア女性を雇用するという協定が結ばれる。この協力の成立は、1949年までこの工場へ労働のためチェコスロバキア側から規則正しく通勤していたという過去の経験をコマーロム市側が利用した結果である。この協定で、500人のチェコスロバキア女性が補助、見習い、紡績、織物の職種で、週44時間、月給1400—2100フォリント、毎日通勤とい

う条件で雇用されることが保障されることになった。²²⁾この協定は1970年8月1日から有効となった。同年8月には53名のチェコスロバキア女性が雇用され、1971年には同工場では185名のチェコ人が雇用された。この動向は、1971年になって造船等の他の企業、ボルショッドなどの他の県にも波及していった。労働省は1971年9月には外国人労働者の雇用にかんする権限を関係する県評議会に移管した。そして、そのこともよりよい成果をうみだすことになった。1972年、ジュール、ショプロン、コマーロム、ノーグラード（1975年で中止）とボルショッド・アバウイ・ゼムリーン県評議会労働課とスロバキア側の国境沿いの評議会社会労働課の間で労働力協力が開始された。それによれば、労働者は、日単位、週単位の許可証をもって、国境から10—15km範囲で働くことができ、労働関係に触れる問題では、受け入れ国の規則が適用されるとされた。²³⁾

1972年半ばでは、312名のチェコ人がハンガリーで、366名のハンガリー人がチェコスロバキアで雇用されている。ハンガリー人は熟練労働者が大半を占めているのに、チェコ人のそれは1割にも満たない。最近の状況については第5表が明らかにしている。この表からわかるように、これに参加するハンガリー人労働者数は微増にとどまり、84年には以前の半分近くに減少している。これに対して、チェコ人の参加者数は1980年に一時減少しているものの、84年には2倍近くに増加している。²⁴⁾

では、この国境間の労働力の振子移動はどの様な問題点をもち、どの様な成果を出しているだろうか。フォルコシディとヘルマンは、各国の狭い利害を越えて、統合の発展と相互利益の増大を促進したとしながらも、国境間のコミューターの利点がすべて汲み尽くされていないとしている。つまり、国境から15kmの制限を越えた地域にも、労働力の相互移動にたいして利害が潜在している。従って、1972年の段階で、移動地域を国境から50kmまで拡大することをハンガリー側はすでに提案した。チェコスロバキア側には、男子熟練労働者にたいする根強い需要があり、ハンガリー側には、女性労働者の多様な雇用を保障する可能性が存在するからである。しかも、これまでの経験が蓄積されているから、それに基づきながら、どの様な費用、所得でどの

第5表 チェコ・ハンガリー国境間の労働力移動数 (単位:人)

	1979	1980	1984
ハンガリーからチェコに	438	431	275
チェコからハンガリーに	647	534	1065

注: それぞれの年度の6月31日現在の数値

出所: Farkasdi Sandor, Hermen Jozsef: A nemzetkozi-kis határ menti-munkaerőműködés néhány tapasztalata Csehszlovákia és Magyarország közös határszakaszán, *Munkaügyi Szemle*, 29. évf., 3. szám, 29. o.

ぐらいの距離まで、どの様な地帯で労働力の移動をおこなうのか、を正しく判断することができると考えられている。その場合に問題は2つある。ひとつは、通勤可能距離の拡大に伴う通勤費等の間接的費用の増加をどちらが負担するのか、である。そして、労働力の国際移動に結び付く形での個人の価値判断を促すように各企業の賃金体系を改善することが2つめの問題である。²⁵⁾

以上の検討は以下のことを明らかにしている。チェコスロバキア・ハンガリー間の国境間労働力移動は、未だマイナーな流れに留まっている。また、その実現の背景には、ハンガリーとスロバキアとの歴史的つながりがあることも見落せない。50km提案は、ところが、ハンガリーの首都ブタペストとスロバキアの首都布拉チスラバを包摂することになるので、事実上の労働力の「自由」な移動を作り出す可能性を潜ませている。ここでも問題はミクロのレベルで利害の調整であり、また個人の移動にかんする情報へのアクセス、物的誘引である。

4) ハンガリーとキューバの国際協力

キューバは、1)で概観したように、1977年以降2国間の政府間協定に基づいて、多数の若者労働者を東欧諸国に派遣している。東欧諸国は、労働力の構造的・地域的不足が発生したため、外延的発展から内包的発展段階へ経済発展の性格の転換を迫られていき、対照的に、非ヨーロッパの社会主义国は発展水準の低位性と人口増加の不均衡から、労働力の過剰が発生すると同時

に、急速な工業化政策に対応して、それに必要な熟練労働が他方では不足する状況になっているからである。キューバも国内に一方では過剰労働力を抱え、他方では、工業化のために社会化部門への労働力の吸引とその労働力の熟練度の上昇の必要性が迫られている。²⁶⁾この協定は最初、キューバにたいする国際主義的援助の一環として開始され、その後、ハンガリーの労働力の追加的資源として意味をもつようになった。²⁷⁾

1980年にハンガリー労働省はキューバ労働社会保障国家委員会（Munkaes Tarsadalombiztosítási Allami Bizottság）との間で協定を締結した。その目的は、キューバ青年のハンガリー企業での雇用と、それと平行したキューバ人の熟練の養成である。協定では、受け入れ国の労働者と同じ権利、条件、社会給付が保障され、送り出し国に、その労働者が生産した国民所得の一部の等価（社会保障の保険料等）を受け入れ企業が補償することが原則とされている。より具体的には以下のようになっている。

ハンガリー側は、TESCO 国際技術学術協力事務所が、キューバ側からはCUBATECNICA 経済協力事務所が担当する。キューバ人は 4 年間の個人の労働契約に基づいて、ハンガリー企業で労働に従事しなければならない。他方、協定によるハンガリー企業の義務は、以下のように、かなり厳しいものである。

- ① ハンガリー語の習得と熟練養成に 500時間の有給自由時間を保障すること，
 - ② 長期滞在用にハンガリー市民並みの住居を保障すること，
 - ③ 最初 6 ケ月間は見習い期間で、その賃金が支払われるが、その後はハンガリ一人と同一の賃金体系が実際に適用されること，
 - ④ 企業内の社会的便宜もハンガリ一人同様に保障されること，
 - ⑤ 無料の冬季用衣料と作業服を支給すること，
 - ⑥ 滞在中、一日20フォリント別居手当を支給すること，
 - ⑦ 2 年目以降、一時帰国ための30日間の有給休暇とその航空料金を負担すること，
- である。企業では、キューバ人の集団責任者が労働規律の確保、自由時間の

組織化を行う。キューバ人の雇用に伴う企業費用の上昇は、企業の負担で、中央からの補助はない。²⁸⁾

多くのキューバ人労働者は、3-4ヶ月のうちに、就業上必要な基本的な熟練、技能を習得し、ハンガリー人と同様な条件で労働している。労働環境への適応も問題ではなく、労働規律も予想以上に良好である。熟練の養成は、雇用企業が、到着後6ヶ月間の集中コースでハンガリー語の訓練とともに、組織する。講習は、専門理論、社会常識以外に、原料製造知識、専門の計算、製造技術、事故防止、労働組織に約500時間が割り当てられ、その実習に1600時間が当てられる。1年から1年半の課程の後、試験に合格すれば、熟練労働者の資格証明書が授与される。企業は、プレミアや競争の組織化でハンガリー語の困難を克服しようとするが、一定の水準に達しないものもでてくる。ハンガリー語の習得が不十分なものは、企業（部門）の熟練養成課程に入り、修了後企業熟練証明書を授与される。しかし、上の2つの試験に合格しないものは、見習い(Betanitott) 証明書が発行され、4年間の雇用が修了したときには熟練の習熟度、実習期間についての証明書が企業から発行される。²⁹⁾

受け入れの状況を第6表でみてみよう。その特徴は、繊維・紡績等の軽工業で働くキューバ人が圧倒的である点である。これは東独に派遣されたハンガリー人の配置部門構成と際だった相違をなしている。チェコスロバキア人女性労働者の雇用先も主として、繊維・紡績部門であった。どのぐらいのキューバ人がどの様な熟練、資格を取得して帰国するか、についての資料はだされていない。教育、養成課程の協定上での整備の割には成果があがっていないのかもしれない（第1表では、ハンガリーでの数値は不明だが、チェコスロバキアと東独で働いたキューバ人の14-15%しか熟練養成がされていない）。また、3分の2のキューバ人は4年間の就業契約期間修了以前に帰国している。1987年に企業訪問した綿紡績関係のPamuttextimuvekでは、キューバ人の平均賃金はハンガリー人の約8割であり、2年修了時に帰国したものが多くは戻ってこないとの説明があった。

このような問題点にもかかわらず、軽工業の紡績・繊維・織物の企業の工場では、従業員のうちキューバ人は10%以上の比率を占有しており、生産高

第6表 キューバ人労働者の雇用先部門

部 門	1981	1982	1983	1984	1985
紡績・織維					
・織物	136	472	518	92	46
家 具 工 業	-	-	-	34	-
靴 製 造 業	-	-	-	32	-
印 刷 業	-	-	31	-	-
自 動 車 工 業 (イカルス)	52	-	-	-	-
工 作 機 械	52	-	-	-	-
工 業 (SZIM)	52	-	-	-	-
製 鉄 業	54	50	101	-	-
合 計	294	522	650	158	46

出所 : Szeles Katalin: A magyar-kubai munkaero-kooperacio,
Munkaugyi Szemle, 1984. 3.szam, 6.0.

の数パーセント～20数パーセントを実現している。また、それ以外の企業でもその比率は低いものの、企業活動で重要な役割を果たしている。総じていえば、国民レベルでは設備の利用効率を高め、企業レベルでは、決定的な労働力の確保、超過生産、余分な輸出能力、企業業績を支え、部門に発生した労働力不足を緩和していると判断される。³⁰⁾

- 8) Tibor Vias: op. cit., p. 190, Friedrich Levcik: Migration and Employment of Foreign Workers in the CMEA Countries and their Problems, WIIW, Reprint-serie Nr. 31, p. 462
- 9) F. Levcik: op. cit. , pp. 462-463
- 10) Szeles Katalin: i. m. 36. o.
- 11) F. Levcik: op. cit., p. 463, Szeles Katalin: i. m. 37. o.
- 12) Szeles Katalin: i. m. 38-40. o.
- 13) Szeles Katalin: i. m. 43. o.
- 14) Szeles Katalin: A magyar munkaero kulfoldi foglalkoztatasa, Munakugyi Szemle, 27evf. 1983. 9. sz. 12. o.
- 15) Uo. 12. o.
- 16) Szeles Katalin: A munkaero nemzetkozi migracioja, 44-45. o.
- 17) Szeles Katalin: A magyar munkaero kulfoldi foglalkoztatasa, Munakugyi Szemle, 27evf. 1983. 9. sz. 13. o.
- 18) Szeles Katalin: A munkaero nemzetkozi migracioja, 44-45. o.

- 19) Szeles Katalin: A magyar munkaero kulfoldi foglalkoztatasa, 13. o.
- 20) Friedrich Levcik: op. cit., p. 464.
- 21) Szeles Katalin: A munkaero nemzetkozi migracioja, 47. o.
- 22) Farkasdi Sandor, Herman Jozsef: A nemzetkozi-kis hatar menti-munkaeromozgas nehany tapasztalata Csehslovakia es Magyarorszag kozos hatarszakaszban, *Munkaugyi Szemle*, 29. evf., 3. szam, 28. o.
- 23) Szeles Katalin: i. m. 47. o.
- 24) Farkasdi Sandor, Herman Jozsef: i. m. 29. o.
- 25) Farkasdi Sandor, Herman Jozsef: i. m. 20-30. o.
- 26) Szeles Katalin: A munkaero nemzetkozi migracioja, 39. o., A magyar-kubai munkaero-kooperacio, *Munkaugyi Szemle*, 1984. 3. szam, 5. o.
- 27) Szeles Katalin: A munkaero nemzetkozi migracioja, 46. o.
- 28) Szeles Katalin: A magyar-kubai munkaero-kooperacio, 6. o.
- 29) Uo. 7. o.
- 30) Uo. 7. o., A munkaero nemzetkozi migracioja, 53., 56. o.

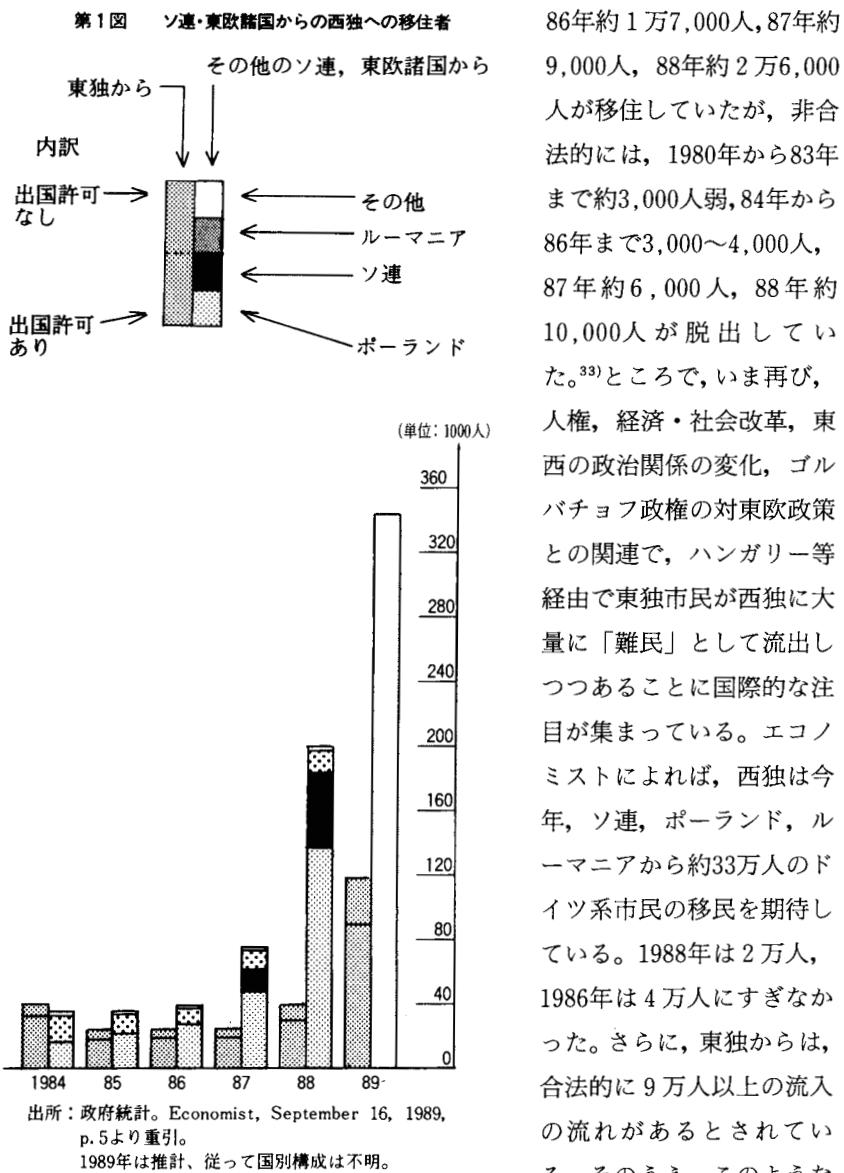
III. ソ連・東欧諸国の対西側労働力移動について

次に、ソ連・東欧諸国から西側資本主義諸国に流出する労働力について検討しよう。

最初に述べたように、中東欧諸国からの西欧、新大陸への労働力の国際的移動は戦後に特徴的な現象ではない。I. T. ベレンドによれば、19世紀後半から20世紀両大戦間期までの東欧からの移民は100万の桁数で行われ、その背後に過剰人口の増加と資本主義的近代化という押しだし要因が存在していた。³¹⁾

戦後はどの様な状況であろうか。1945-50年の間、東欧から西側への純流出者数は約250-300万人、1950年から1970年までの出国者数は、ソ連をのぞいて、360万人であったと推計される。そのうち、約3分の2は東独からの純移住者であった。³²⁾これが事実に近いものだとすると、20年間に240万人、平均して1年間に12万人が東独から出国していることになる。

80年代の状況を示す概数は以下の通りである。まず合法的には、1980年から83年まで数千人、1984年には約3万2,000~3,000人、85年約1万5,000人、



流出、「難民」が続けば、その数は20%も膨らむことが予想される。さらにブルガリアからはトルコ系の市民約30万人がトルコに向かっている。また、ハ

ンガリー系を中心に約2万人のルーマニア市民が、ハンガリーやユーゴスラビアに流出している。すでに1989年の上半期に約152,000人の東欧諸国の市民が西独に移住した。東独からは、ハンガリー経由の脱出が始まるまでの8月までに77,000人がもう移住してきており、そのうち4分の3は合法的であった。また、推計予想では、東独人口1700万人中、約100万人が、他の諸国の300万人のドイツ系市民が出国の希望をもっていると言われる。出国者、「難民」の多くは、熟練労働者、専門家であり、脱出の理由は、改革が進まない東独に魅力を失い、西独が熱狂的に引き受けてくれるからであると報道機関は説明している。³⁴⁾ 東独市民、東欧諸国のドイツ系市民の東独への脱出については、戦後の欧洲政治情勢という特殊な要因が入り、資料の関係もあるので、ここではさきにポーランドの現状について検討をおこなうこととする。³⁵⁾

ポーランド人の外国移住は19世紀後半に、いわゆる古典的移住として、ガリティア地方から、大量にアメリカ（主として合衆国に70年代）、ドイツ（主として80年代）に向かった。ポーランドはもともと国内的にも、流動性の激しいところであるが、特に第2次大戦後は、周知のように、戦後処理対応のため、この点がより顕著になっていった。戦後の労働力、住民の移動は以下のように時期区分される。

- 1) 1944-49年、国内全体の人間の流動性が高い。大戦の結果おこなわれた国境の変更のための自由意思、強制による移動、ソ連、西欧諸国からの帰国、ドイツ人の帰還、ユダヤ人のイスラエル移住、
- 2) 1950-55年停滞期
- 3) 1956-60年国内移動の激化
- 4) 1961-70年縮小期
- 5) 1971-80年代末、80年代初期を頂点とする对外移住増強期

現在ポーランドから労働力を押し出している要因は以下のように説明される。すなわち、50年代以降、ポーランドを悩ます社会経済的危機は国民の物的生活条件の悪化を拡大してきており、国民は自らの生存条件の改善に多くの注意を払うようになった。70年代の開放化政策の実施は、西側との個人的コンタクトを見つける機会を提供し、パスポート発行は自由化される方向に

進んだ。また、外貨の流入は、国内では希少な西側高級消費財への接近を可能にした。とりわけ、70年代にポーランド社会は消費志向型社会へ転換していき、そこでの消費欲望は国内市場・経済管理制度によって充足することができなかった。できるのは、国内の外貨市場 (Pewex) やバザール自由市場、海外からの直接入手というルートを通じてである。このルートに接近できる者の数は増加しているとはいえ、それがない者の間には、不満が蓄積されてきている。そして1980年代の危機は実質賃金の低下、預金の目減りなど生活条件の急激な悪化をもたらし、しかも現在の時点では将来経済状態が改善される展望はほとんどなくなっている。生活水準を維持、改善する方法は外国の家族、親戚からの援助を受けるか、海外に働きに出かけるしかありえない。とりわけ後者はポーランド人にとって最も簡単で、速く解決できる方法である。³⁶⁾以下では、ポーランドで一般的にみられる一時的・短期的な出稼ぎという性格の、いわゆる広義の労働力移動を取り上げる。

1984年にポーランド全土で、戸籍上の場所での一時的な不在にかんする調査 (Mikrospis) が実施された。その結果によればその全体像は以下の通りである。一時的に外国に滞在するポーランド人は、16－20万人と推計されていたが、1984年12月5日から6日にかけての零時現在で、ほぼ15万5000人が国外にいる。うち2ヶ月以内が14,500人で(うち2,746人が公的代表団、その他の理由が11,700人)、2ヶ月を越えるものは140,100人である。後者の内訳は、労働目的が60,800人、学術目的が5,273人、その他の理由が740,000人である。男性が97,300人で、うち90,700人が労働力年齢の期間にあり、女性は57,300人で、うち45,800人が労働力年齢期にある。年齢構成では、30－34才台が最大で、次が25－29才台であり、両者を合計すると65,500人で、42%を占める。その教育水準では、中等教育修了者が49,200人、高等教育修了者27,400人、基礎職業学校 (zasadniczy zawodowy) 修了者は23,300人である。

この調査を基に、ワルシャワ中央計画統計大学 (SGPiS) が1112名にアンケート調査した結果によれば次のような特徴をもつ。

- 1) 女性より男性が多い (56%)
- 2) 30－34才台 (18%) が最も多いが、女性では55－59才台も10%で最大

である。

- 3) 職業別には労働者が47%，児童26.5%，知識人22%である。
- 4) 中等職業学校卒業が最大で18%である。
- 5) 4分の3以上が既婚者である。
- 6) 生活のため子供は連れていかない。
- 7) 国家セクターで働くものが多い。出発以前が54%で、帰国後は44%。
反対に私的セクターでは出発以前は14%であったが、帰国後は20.4%に増加している。
- 8) 就職期間の長さでは、63%のものが11年以上働いており、男性は11—20年が、女性では20年以上が一般的である。
そして、地域的には、ポーランドの南西部からの出身者が多く、出発までの地域に帰る傾向がある。また最近の移動は、以前から西側にいる家族との連絡によって可能になったものであることが注意されなければならない。移動先は、西独(31.4%)、合衆国(19.1%)、オーストラリア(14.6%)が主要な国で、あとにフランス、イギリス、イタリア、西ベルリン、カナダが続く。³⁷⁾

さて、以上のような特徴をもつポーランド人労働者の国際移動を、他の途上国の移民と比較してみよう。真瀬勝康氏によれば、西欧中心諸国への周辺部労働力の流入構造は次の様な特徴をもっている。³⁸⁾

- 1) 現代の国際労働力移動は、かつての永住を目的とする「狭義の移民」ではなく、一時的・短期的な出稼ぎという性格をもっている。
- 2) 中心部諸国とヨーロッパ周辺部ないしは第3世界諸国との間には大きな賃金格差が存在する。外国人労働者は、残された家族への送金と帰国後の生活のために、出稼ぎ期間中できるだけ多くの貯蓄をしようと努力する。この資金によって、出自の農村へ戻ることなく、しかも「脱」労働者化を実現する余地が存在する。
- 3) 流出の背後には、構造的圧力として、とどまるのことを知らない農村部から都市への人口の移動、都市における失業、半失業者の堆積、スラムの膨張等の周辺部社会の激動が存在している。

ポーランド人の西側流出労働者が短期の出稼ぎ的性格をもっていることは、先のアンケート調査をおこなった研究者の強調するところである。³⁹⁾また、ポーランドと西側諸国との賃金格差も周知の通りで、「脱」労働者化の傾向も、帰国後私的セクターで働き始めるものが6ポイント増加していることからも確認することができよう。⁴⁰⁾相違は、農村からではなく、主として都市部人口が流出しており、出国以前の地域に帰る傾向もある点である。さらに上の3)に相当する失業・半失業やスラムの強烈な圧力はないと判断される。従って、ポーランドからの労働力の一時的流出は、途上国から先進国に吸引される移民、「難民」と一面では同じような性格をもちながら、多面では異なった側面をもっている。異なった側面に当たるはずの押し出し要因は、ポーランド社会主義の社会経済制度の特殊性のうちに求めなければならないだろう。

- 31) I. T. ベレンド, G. ラーンキ著「東欧経済史」, pp. 17-22. pp. 368-369.
- 32) Kawecka-Wyrzkowska; Miedzynarodowy ruch ludnosci, s. 154.
- 33) *Heti vilaggazdasag*, 1989, Augusztus 12, 570. o.
- 34) *Economist* 1989 19 August, p. 38, 26 August-1 September, p. 37, 16 September p. 50
- 35) Ireneusz Badowski, Mikolaj Latuch; Czasowe przebywanie Polakow za granica jako element migracji miedzynarodowych, *Sprawy Miedzynarodowe*, 1988. nr 1. s. 113-118
- 36) Agnieszka Kujawska-Misiag, Mikolaj Latuch: Motywacje zagranicznych migracji ludnosci polskiej, *Sprawy Miedzynarodowe*, 1988, nr 9, s. 121-122, 125.
- 37) Agnieszka Kujawska-Misiag, Mikolaj Latuch: tamze s. 122-124., Ireneusz Badowski, Mikolaj Latuch: tamze s. 109-110.
- 38) 真瀬勝康「西欧における外国人労働者とその送り出しの構造」森田桐郎編「国際労働力論」1987年所収
- 39) Ireneusz Badowski, Mikolaj Latuch: tamze s. 119. 現在東欧に一括されるバルカン地域では19世紀後半から出稼ぎ的特徴が一般的であった。Zivan Tanic: Yugoslavia, Ronald E. Krane ed. International Labor Migration in Europe, p. 175
- 40) *Economist* August 19 1989, p. 39. 西側での1ヶ月の賃金が、闇市場を前提にすると、3年間のポーランドでの賃金に相当する。

IV. 結びにかえて

これまで、ソ連・東欧諸国の労働力の国際移動の非統合型と対西側資本主義国向け労働力移動を検討してきた。統合型の労働力移動は、今後の課題にして、これまでの部分的分析から、ソ連・東欧諸国の労働力の国際移動の全体的な特徴を理論的に整理してみよう。

資本主義世界経済における労働力の国際移動と比較した場合、ソ連・東欧のそれは次のような特徴をもっているとされる。西側が、背後に失業・半失業問題、相対的過剰人口を抱えているのに対して、ソ連・東欧諸国は過剰労働力の輸出という問題は存在しない。むしろその不足が問題となっている。また、西側では、大量の現象として現れているのに対して、東側では量的に少なく限界的な影響しか国民経済に与えていない。資本主義のそれが自然発生的に行われているのにたいして、現存社会主義のもとでは、計画的に、国家間の関係という枠組みの中で、社会政治的課題を解決しながら、自発性、平等、主権の尊重、相互利益の調整の原則のもとにおこなわれている。⁴¹⁾

これまで指摘されているこれらの一般的特徴を、本稿で検討されたことと対照するならば、次の点が明かであろう。つまり、ハンガリー・東独間の労働力協力、ハンガリー・キューバ間の労働力協定は、一部は労働力の計画的需要・供給のミスマッチを緩和するものとして実施されたものである。それは対内的バランスを重視するの経済計画化・管理制度の結び付き、国際関係のあり方に規定されて、マイナーなものにとどまっている。そこでは、外枠の原則として計画性、平等や相互利益が遵守されて、政府間協定が、西側労働力市場で特徴的な移民労働者にたいする差別主義を排除している。また、労働組合、社会団体が移民労働者の権利を保障する方向で機能している。しかし、労働力の熟練、専門の発展、個人の経済的利益の実現、従来の国際経済関係の動的な変更という視点からすれば、必ずしも満足のいくものになっていないように思われる。したがって、両国のいずれか一方のミスマッチが解消すれば、この協力は解消するか、協力相手の変更を迫られる。この点は、国境間の振子移動の点でも同じことがいえるだろう。ハンガリー側から移動

する労働者数の停滞がそれを物語っているように思われる。また、労働者の権利と義務を規定した労働法体系が政府間協定の中ですり合わせられ、差別主義が解消されるが、その差異、労働者の養成課程の相違も協力の発展に否定的影響を及ぼしている。

では、資本主義国指向の労働力の移動はどうであろうか。それが国民経済の発展にとってマイナスに作用していることは明かであろう。問題は、この資本主義国指向の労働力移動と、社会主義政府間の非統合型労働力移動の関連をどの様に考えるかである。制度的な視点からみれば、両者は分離されているけれども、次のように考えることもできる。つまり、東独、ポーランドでみられるとおり、ソ連・東欧諸国は常に、西側からの労働力の吸引圧力のもとにある。そのなかで、各國は、それぞれの経済状況を前提にしながら、非弾力的な域内国際分業と国民経済を基盤にした管理・計画化制度の枠のなかで、労働力の国際移動を許容している。東独の例をとれば、一方で熟練労働者、専門家、若年労働者を西独に排出しながら、他方では、熟練労働者、専門家の養成を建前にして若年労働者を他の東欧諸国、非ヨーロッパコメコン加盟国から導入している。ハンガリーの場合は、炭坑部門に数千人のポーランド人を、軽工業部門に500名のチェコスロバキア女性や1500名のキューバ人を吸い上げながら、他方では、2500万人の国民の約1%が国外で生活している。ポーランドについては、特殊ポーランド的危機状況があるため、対西側、対東側の双方について押し出す側にある。そしてこれらに、社会主義指向の途上国等からの労働力をソ連・東欧諸国が引き受けていることを考えあわせると、このような状態は、社会主義諸国の中相対的に高度な諸国が、今日の世界経済の「代替移動」⁴²⁾の機能を担っているともいえる。

このように理解すると、IIIの最初で指摘した、東独市民の西独への大量流出、「難民」は、基本的には上述の脈絡で考察できないだろうか。ポーランドの対西側流出は途上国のそれと一面では同じ側面をもっているが、他面では、異なる点を指摘した。相違点は流出国の押し出し要因についてである。それは、途上国のように、失業・半失業群の存在ではなく、ポーランドでは、70年代に、労働力の再生産の中に西側並の消費社会的要素が組み込まれたに

もかかわらず、経済危機と管理計画化制度の機能不全がその需要を充足することができず、さらには労働力やその家族の正常な再生産を保障しないことのなかに求めることができる。だから、流出の震源地の中心は、農村部ではなく、西欧並の消費社会的要素が導入される窓口となる都市部であり、その労働者と知識人である。この点は、危機的ではなくて、そしてその強弱の違いはあるにしても、東独や他の東欧諸国に間違いなく存在するだろう。さらに、西ドイツ側の「吸引」要因として、1992年に成立する予定のモノ、カネ、ヒトの自由な移動を可能にするヨーロッパ共同体市場の発展を付け加えなければならないだろう。東欧と西欧とはヨーロッパという深い経済的、文化的、社会的結合の歴史的土壌の上に、70年代の「緊張緩和」以降、商品、資本、情報、文化の大量の相互交通を築き上げている。これによって別々の経済体制、国民経済の中に存在する「押し出し」要因と「吸引」要因とが結び付くまでになっている。しかしこの商品、資本、情報、文化の太い流れに比較して人間の流れは小規模で、一方的なままである。そのアンバランスはいずれ是正されなければならない。それが開放政策によってか、あるいは「追放」または非合法的越境、「難民」という形をとるかは、ソ連・東欧の各国のそのアンバランスの強弱と政治システムとに関係している。

41) Szeles Katalin: A munkaero nemzetkozi migracioja, 35. o.

42) エリ・スミルニヤーギン：労働力の国際的移動、「世界経済と国際関係」第65集、1983年、63ページ。オーストリアの日刊紙によれば、東独は、賃金の一部を交換可能通貨で支払うことの検討も含めて、中国から8万人の労働者、技術者を受け入れることを希望している。「高知新聞」1989年10月11日付け。

(追記：本稿は1989年10月初旬に完成された。その後、「ベルリンの壁」の崩壊、東欧諸国の西側への旅行、出国の自由化が進行しているが、第III、IV章の分析は、事実関係としては古くなっているが、基本的性格は今日も有効と考えている。自由化後の西欧指向の労働力の国際移動の分析は今後の課題としたい。1989. 12. 26.)